



税務Q&A | 個人の証券税制(日本版ISAの創設等)

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 森田 千波 (九州北部税理士会 福岡支部 ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)

Q 株式等の譲渡益等にかかる税金について新たな非課税制度が設けられるそうですが、個人が株式等売却したり配当等を受取った場合にかかる税金と非課税制度について教えてください。

1. 株式等の譲渡と税金

個人が株式等売却し譲渡益が発生した場合には、その譲渡所得には他の所得と区分して所得税等が課税されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座を開設している場合には、特定口座内での取引については源泉徴収口座が簡易申告口座を選択することができ、源泉徴収口座内の譲渡益については申告不要とすることができます。

* 株式等の譲渡損益は次のように計算します。

譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用等)

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額は、確定申告によりその年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り。以下同じ)と損益通算できます。損益通算しても控除しきれない損失の金額は、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係

る譲渡所得等の金額及び上場株式などに係る配当所得の金額から繰越控除できます。

(注) 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合には、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算できます。

2. 株式等の配当等と税金

配当等の収入には、株式等の区分に応じた税率を掛けた所得税等が源泉徴収されます。配当所得は原則として確定申告が必要ですが、一定のものは確定申告不要制度を選択することができます。確定申告では、配当所得とその他の所得を合計して総所得金額を求め源泉徴収されている所得税を清算する総合課税か、上場株式等の配当等については申告分離課税を選択できます。

3. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の創設

個人投資家向けの税制優遇措置であり、毎年一定額までの上場株式や公募の株式投資信託等への投資に対する配当等及び譲渡益を非課税とする制度です。平成22年度税制改正で創設され三度にわたる改正をへて、適用が平成26年1月1日から開始されます。非課税口座開設に必要な「非課税口座開設届出書」等の書類は平成25年10月1日から非課税口座を開設する金融商品取引業者等へ提出することができます。

株式等の譲渡益、配当等に適用される税率

区 分			平成25年(軽減税率あり)	平成26年以後
株式等の譲渡所得	上場株式等	金融商品取引業者等(証券会社等)を通じた売却	10.147% (所得税 7.147%) 住民税 3%	20.315% (所得税 15.315%) 住民税 5%
		上記以外の売却	20.315% (所得税 15.315%) 住民税 5%	
	上場株式等以外の株式等			
配当所得の源泉徴収	上場株式等の配当等		10.147% (所得税 7.147%) 住民税 3%	
	上場株式等以外の配当等		20.42% (所得税20.42%)	

(注1) 所得税には復興特別所得税を含みます。
(注2) 軽減税率の特例は25年12月31日をもって廃止されます。

日本版ISAの概要

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額及び継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
非課税投資総額	最大500万円(100万円×5年間)
口座開設者	非課税口座を開設する年の1月1日において満20歳以上の方
口座開設期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
保有期間	最長5年間、途中売却は自由(ただし売却部分の枠は再利用不可)